**特別名勝松島現状変更について**

**１　現状変更申請手続きのながれ**

　①申請書３部を町教育委員会に提出→書類審査→受理

　②町教育委員会から県教育委員会に申請書を進達

　③県教育委員会から文化庁へ申請書を進達

　　※県の書類審査により問い合わせをする場合があります。

　④・県許可：通常２～４週間程度で許可書が町に届きます。

　　　・国許可：通常２か月前後で許可書が町に届きます。

　　⑤町教育委員会から申請者へ許可書を送付

　　⑥　～　事業実施　～

　　⑦事業終了後、終了報告書を町教育委員会へ提出して手続きは終了です。

**２　提出書類について**

（１）申請書（押印が必要です。）

（２）申請書添付書類

　　①位置図

　　　　・現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を行う場所を

　　　　示す地図（縮尺は50,000分の1程度）

※特別名勝松島指定範囲図を使用しても可

②周辺図

　　　　・現状変更を行う場所の周辺を示す地図（ゼンリン住宅地図等でも可）

③平面図・断面図等

・現状変更等の設計仕様書及び設計図

・建物等については面積、高さなどを明記すること。

・平面図・断面図等に計画する建物等の色を図示すること。

④現況写真

　・現状変更等に係る地域の現況写真

　※極力現状を把握できるような写真（遠景、近景からの写真を含めて数枚添付）

⑤現状変更理由書及びその方法などの資料

　　　　・現状変更などを必要とする理由を証するに足りる資料があるときはその資料

・工事の概略等を記載したもの。

※計画が複数年に渡る場合は全体計画の資料

⑥土地所有者の承諾書（任意様式）

　　　　・申請者が所有者以外の者であるときのみ添付

　※所有者の印鑑を押印した写しでも可

　※契約書等の写しでも可

（３）提出部数　　　正１部（押印等原本）　　副２部（写し可）

（４）注意事項

　①許可書の送付先を確認するために名刺等で連絡先を提示ください。

②許可後（工事中含む）に計画の変更が生じた場合は、申請期間中に再度申請が必要となりますので早急に町教育委員会に連絡してください。

③申請期間を過ぎた場合は改めて申請が必要となりますので、申請期間は余裕を持って記入願います。

④この手続きは、「文化財保護法第１２５条第１項」及び「特別名勝松島保存管理計画」に基づくものです。

「特別名勝松島保存管理計画」については、宮城県文化財保護課のホームページからでも御覧いただけます。

（URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/bunkazai/matusima.html）

**３　終了報告について**

（１）提出書類

①終了報告書（押印が必要です。）

※様式は許可書と合わせて送付いたします。

　　②申請内容について、現状変更前・変更後が比較できる写真（又は図面）

（２）提出部数

①県許可　　正１部（押印等原本）　　副１部（写し可）

②国許可　　正１部（押印等原本）　　副２部（写し可）

**４　書類提出先**

**〒981-0104**

**宮城県利府町中央二丁目１１番地１**

**利府町教育委員会生涯学習課生涯学習振興班**

**TEL：022-767-2125**

**FAX：022-767-2385**

**Mail：syougai@rifu-cho.com**